

第7章 介護等体験について

1. 介護等体験の趣旨、内容

介護等体験は、1998 年 4 月 1 日より施行された「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成 9 年法律第 90 号、平成 9 年 6 月 18 日）に基づき、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校または中学校教諭の免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせるものです。

その具体的な内容は、特別支援学校（視覚支援学校、聴覚支援学校、支援学校）または社会福祉施設その他の施設で 7 日間以上の期間、上記の体験を行います。その内訳は、社会福祉施設等 5 日間、特別支援学校 2 日間が望ましいとされています（「小学校及び中学校の教諭の免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について（通達）」（平成 9 年 11 月 26 日））。本学の場合、社会福祉施設での体験については大阪府社会福祉協議会より、特別支援学校での体験については大阪府教育委員会より体験施設の割り当てが行われ、社会福祉施設で 5 日間、特別支援学校で 2 日間、計 7 日間の体験を行うことになっています。

なお、この介護等体験は、上記の障がい者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流のほか、障害者などの話相手、散歩の付き添い等の体験、あるいは掃除や洗濯のような受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助等も含む幅広いものと規定されています。

2. 介護等体験の流れ

介護等体験の流れ（ガイダンス・手続き等）は以下のとおりです。ガイダンスの日程等の詳細は、インフォメーションシステムのお知らせを確認してください。

学年	月	内容
2 年次	3 月末	定期健康診断の受診 健康診断証明書の発行に必要です。介護等体験を希望する方は、必ず受診して下さい。
		介護等体験の履修登録
		第 1 回事前指導 介護等体験事前指導は、第 1 回から第 3 回まであります。また、それ以外にも随時説明会等を実施する場合があります。 <u>1 回でも欠席すると介護等体験は出来ません</u> ので注意してください。
		「介護等体験の手引き」の受け取り
3 年次	4 月上旬	事前指導レポート提出
	5 月中旬	第 2 回事前指導 前年度の体験学生からの体験報告の後、引き続き申し込み等の事務説明があります。
		申込手続き・費用の納入・介護等体験記録簿及びハンドブックの受取り 第 2 回事前指導時に配付する納入用紙を持参の上、各キャンパスの出納窓口で介護等体験費用を納入してください。 <u>一旦納入した体験費用は、原則として返還しません。</u>
	6 月下旬	特別支援学校の決定通知配布

3 年次	7 月中旬	第 3 回事前指導 特別支援学校の教諭等から体験内容の説明を受けるとともに、事務説明を行います。
	9 月 (～12 月)	特別支援学校での介護等体験（2 日間）
	10 月初旬	社会福祉施設の決定通知配布ガイダンス (※学内ガイダンスの他に施設独自のガイダンスを実施することがあります)
	11 月 (～3 月)	社会福祉施設での介護等体験（5 日間）
	介護等体験 終了後	「介護等体験記録」の提出

3. 介護等体験の指定施設

社会福祉施設および特別支援学校の種類は、以下のとおりです。

(1) 社会福祉施設

ア. 児童福祉法に基づく施設

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設

イ. 生活保護法に基づく施設

救護施設、更生施設、授産施設

ウ. 社会福祉法に基づく施設

授産施設

エ. 老人福祉法に基づく施設

老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム

オ. 介護保険法に基づく施設

介護老人保健施設

カ. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に基づく施設

第11条第1号に規定する施設

キ. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設

障害者支援施設、地域活動支援センター

ク. その他告示により指定されている施設

(2) 特別支援学校

ア. 視覚支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部・専攻科）

イ. 聴覚支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部・専攻科）

ウ. 支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）

① 知的障害

② 肢体不自由

③ 病弱

4. 介護等体験前に準備するもの

(1) 健康診断証明書（施設から指示があった場合のみ）

保健管理センターで交付を受けた後、介護等体験を行う社会福祉施設へ持参してください。

なお、体験初日に健康診断証明書を持参できない場合は、体験中止となります。

(2) 細菌培養検査結果証明書（施設から指示があった場合のみ）

社会福祉施設で介護等体験を行うにあたり、細菌培養検査を行って、赤痢菌、サルモネラ菌、O-157、腸管出血性大腸菌等に感染していないことを証明する必要があります。本学では、保健管理センターを通じて細菌培養検査と結果証明書の発行を行います。検査を受ける日時等の詳細については、介護等体験事前指導で説明します。

なお、体験初日に結果証明書を持参できない場合は、体験中止となります。

5. 介護等体験実施上の留意事項

(1) 一般的注意事項

ア. 介護等体験は、途中で放棄することのないよう十分注意してください。

イ. 介護等体験申込後、諸般の事情によりやむなく取りやめに至った場合は、ただちに各キャンパスの教職担当窓口へ届け出てください。

この場合、介護等体験費は返還しません。

ウ. 介護等体験期間中の欠席・遅刻・早退は認められません。やむをえない事情が生じた場合は、必ず事前に各施設・学校の介護等体験の指導者へ届け出て、指導者の指示に従ってください。その後教職支援センターへも結果を報告してください。

エ. 介護等体験期間中に出席できなかった授業の「欠席届」については、介護等体験終了後 10 日以内に、所定の「欠席届」の発行手続きを完了してください。

オ. 他大学の介護等体験者とともに介護等体験を行う場合は、相互に協調して、効果的な介護等体験が行えるよう努力してください。

カ. 介護等体験期間中に与えられた控室については、つねに自主的に清掃・管理してください。

(2) 社会福祉施設における介護等体験での注意事項

ア. 勤務に関すること

① 体験にあたっては、施設の方針と指示に従ってください。

② 勤務時間は厳守してください。

③ 常に明朗な挨拶を心がけてください。

④ 職場の風紀を乱さないことはもちろん、明るい態度で臨んでください。

⑤ 自分に与えられた仕事に責任を持ち、積極的に取り組んでください。

⑥ 担当部門を、無断で離れないでください。

⑦ 何ごとにも前向きな姿勢で臨んでください。

⑧ 備品等の使用は丁寧に扱い、後始末はきちんとしてください。

イ. 職員との関係に関すること

① 挨拶はもちろん、礼儀をわきまえ、素直で謙虚な気持ちで指示に従ってください。

② 指示や質問を受けたときは、素直に落ち着いて対応するとともに、必ずメモをとるなど確実に期してください。

③ 自信のないことや心配なことは、進んで相談してください。

- ④ 指示を受けた仕事は的確にやり遂げ、その結果を必ず報告してください。
- ⑤ 質問・意見を述べたいときは、時・場所等を考え、敬語の使い方も間違わないようにしてください。

ウ．入所・通所している高齢者・障害者や児童について

- ① 公私の区別は明確にし、入所者や通所者に対して公平に接するようにしてください。
- ② 個人的に親密になりすぎないようにしてください。また、体験時間外の入所者や通所者との私的な接触は避けてください。
- ③ 入所者や通所者の前では、言葉づかいや態度、服装等にも注意してください。
- ④ 児童等に金品を与えたり、約束などを軽々しくしたりしないでください。

エ．その他

- ① 動きやすい服装で介護等体験を行ってください。
- ② 化粧、髪型や髪色、爪の長さ、装飾品等は特に注意してください。
- ③ 貴重品、その他不必要な物品は持っていないでください。携帯電話も原則として持っていないで下さい。やむをえない場合、体験中は電源を切ってください。
- ④ 体験中は、私用の電話や外出、面会等は控えてください。
- ⑤ プライバシー保護のために、体験中に知り得た情報は決して口外しないでください。

(3) 特別支援学校における介護等体験での注意事項

教育実習の留意事項および社会福祉施設における介護等体験での注意事項に基づいて介護等体験を行ってください。

※介護等体験は、大学が窓口となって、大阪府社会福祉協議会および大阪府教育委員会から施設・学校が割り当てられますので、体験先の施設・学校の確保等に関わる交渉は必要ありません。

6. 介護等体験証明書について

証明書は各自が体験を行った社会福祉施設及び特別支援学校において、体験終了後にそれぞれ交付されます。それらの証明書は教育職員免許申請時（小・中一種免）に必要であるため、大学が免許申請時まで保管しておきます。

なお、証明書交付後、免許申請をするまでに氏名または本籍地（都道府県名のみ）の変更が生じた場合には、速やかに各キャンパスの教職担当窓口ご連絡してください。

また、免許申請時の必要書類は全て同一の氏名・本籍地（都道府県名のみ）でない
と免許は授与されませんので、十分注意してください。

介護等体験証明書は以下の様式になっています。

介護等体験証明書

(見本)

本籍地
氏 名
年 月 日生
大学名

上記の者は、下記のとおり本施設において、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に規定する介護等の体験を行ったことを証明する。

記

期 間	学校名又は施設名及び住所	体 験 の 概 要	学校又は施設長の名及び印
年 月 日 ～ 年 月 日			

備考1 「期間」の欄には、複数の期間にわたる場合には期間ごとに記入すること。
2 「体験の概要」の欄には、「高齢者介護等」「知的障害者の介護等」等の区分を記入すること。